もの　0.071

S_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.048
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.036

S_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0274
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0274

T_n　平成n年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額についてはB_nに準ずるものとする。

U_{14}＝1.000

U_{15}＝0.952

U_{16}＝0.988

V_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額についてはB_nに準ずるものとする。

W_{14}＝1.000

W_{15}＝0.952

W_{16}＝0.988

W_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.476
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.000

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.458
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.002

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.607
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.095

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.643
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.833

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.690

もの　0.071

T_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.047
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035

U_n　平成n年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額についてはB_nに準ずるものとする。

V_{14}＝1.000

V_{15}＝0.953

V_{16}＝1.000

W_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額についてはB_nに準ずるものとする。

X_{14}＝1.000

X_{15}＝0.953

X_{16}＝1.000

X_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.471
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.000

X_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.612
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.082

X_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.612
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.106

X_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.647
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.835

X_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.682